

第 1 編

定款例 A 【株主総会＋取締役】

【実務上のポイント】

1 定款例 A の特徴

定款例 A は、会社の機関として、株主総会と取締役のみが置かれるものである。定款例 A を採用するには、会社の発行するすべての株式について譲渡制限があること、すなわち非公開会社であることが条件となる。公開会社には取締役会の設置が義務づけられているからである（会社法327条。定款例 A 第6条）。なお、大会社である非公開会社は、会計監査人の設置義務があり（会社法328条2項）、会計監査人の設置義務がある場合には監査役の設置義務もある（会社法327条3項）ので、定款例 A を採用することはできない。

定款例 A における各機関の権限分配は、次のとおりである。

株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる（会社法295条1項）。なお、会社法の規定により株主総会の決議を必要とする事項について、取締役、執行役、取締役会その他の株主総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない（会社法295条3項）とされる。

取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社の業務を執行する権限を有する（会社法348条1項）。代表取締役を定めない場合、取締役は、各自、株式会社を代表するが（会社法349条1項、2項）、代表取締役を定める場合は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定

めることができ（会社法349条3項）、選定された代表取締役のみが会社の代表権を有することとなる（会社法349条1項但書）。

2 他の機関構成からの移行上の留意点

(1) 定款例 B から定款例 A へ移行する場合

定款例 B の機関構成〔株主総会＋取締役＋監査役〕から定款例 A へ移行する場合、監査役を置く旨の定款規定を廃止するとともに、監査役に関連する定款規定をすべて変更する必要がある。

監査役を置く旨の定款規定を廃止することにより、監査役は、任期満了退任となる（会社法336条4項1号）。

なお、定款例 A は、監査役設置会社ではないので、定款規定に基づく取締役の同意による責任の免除（会社法426条）は適用がなく、定款例 B において、当該規定をおいていた場合には、これも廃止する必要がある。

株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表は、定款例 B の監査役設置会社では、監査役が行うが（会社法386条）、定款例 A では、株主総会が当該訴えについて株式会社を代表する者を定めることができるとされている（会社法353条）。なお、株主総会が当該訴えについて会社を代表する者を定めない場合は、取締役又は代表取締役が会社を代表する（会社法349条1項）。

(2) 定款例 C から定款例 A へ移行する場合

定款例 C の機関構成〔株主総会＋取締役会＋監査役〕から定款例 A へ移行する場合、取締役会及び監査役を置く旨の定款規定を廃止するとともに、取締役会及び監査役に関連する定款規定をすべて変更する必要がある。なお、定款規定に基づく取締役の同意による責任の免除（会社法426条）は、(1)と同様に適用がないので、当該規定がある場合はこれも廃止する必要がある。

また、株式の譲渡制限規定として、例えば「当会社の株式を譲渡

するには、取締役会の承認を受けなければならない。」との定款規定を設けていた場合は、取締役会以外の機関（例えば株主総会、代表取締役など）を承認機関とする定款変更が必要となるが、これは登記事項の変更となるので、取締役会の廃止の登記と同時に登記しなければならない。

取締役会の廃止に伴い、株主総会の権限が、次のとおり変更となる。すなわち、取締役会設置会社の株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる（会社法295条2項）のに対し、取締役会を置かない株式会社の株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができることとなる（会社法295条1項）。

また、現在の登記実務では、取締役会の廃止の際に、改めて代表取締役を選定しないときは、各自代表となり（会社法349条2項）、従前の代表取締役以外の取締役の代表権が復活する、すなわち、取締役全員が代表取締役となると解釈されるので、「年月日代表権付与」を登記原因とする代表取締役の登記が必要となる。

例えば、従前の役員構成が代表取締役 A、取締役 B、取締役 C である会社において、取締役会の廃止の登記をする際に、同時に代表取締役の選定をしない場合は、B、C について、「年月日代表権付与」を登記原因として代表取締役の登記が必要となる。

従前の代表取締役 A のみが代表取締役となるようにするためには、取締役の廃止と同時に、改めて、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定める必要がある。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第20条 取締役は、1名以上とする。

解説

1 規定の趣旨

本条は、取締役の員数の定款上の下限を定めるものである。

2 取締役会を置かない会社の取締役の権限

取締役会を置かない会社の取締役は、業務執行権限を有しており、取締役が2人以上ある場合には、株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する（会社法348条1項、2項）。

また、取締役は、原則として各自株式会社の代表権を有しているが（会社法349条1項、2項）、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができ（会社法349条3項）、代表取締役を定めた場合は、他の取締役は会社を代表しないこととなる（会社法349条1項但書）。

3 取締役の員数

取締役会を置かない会社の場合、1人又は2人以上の取締役を置かなければならないとされているが（会社法326条1項）、取締役の員数の上限についての規定はない。

取締役の員数の上限を定めることは、合弁会社のように、ほぼ対等な出資者（株主）間において、会社の経営に対する直接的な影響力のバランスをとる必要がある場合には有用であるが、同族会社において同族以外からの出資を受け入れない場合には、あまり意味はない。もっとも、取締役の員数の上限の定めがない場合には、議決権の過半数を有する多数派株主が取締役を自由に増員することが可能であり、少数派株主の経営に対する影響力は相対的に低くなることが考えられ

るので、会社の実情にあわせて検討する必要がある。

なお、取締役が欠けた場合又は会社法若しくは定款で定めた取締役の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した取締役は、新たに選任された取締役が就任するまで、なお取締役としての権利義務を有する（会社法346条1項）。

4 取締役の欠格事由

会社法331条1項は、次の者は取締役となることができないと定めている。すなわち、①法人、②成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者、③会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は金融商品取引法の一定の罪、民事再生法等の一定の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者、④③に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）は、取締役となることができない。

なお、この欠格事由は、監査役にも準用されている（会社法335条1項）。

（選解任の方法）

第21条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

2 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行わなければならない。

3 取締役を解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行わなければならない。

4 取締役の選任については、累積投票によらない。

解説

1 規定の趣旨

第1項本文は、取締役の資格を株主に限定するものであり、非公開会社のみが置くことのできる規定である（会社法331条2項但書）。第1項但書は、例外的に（会社法の規定では原則的規定であるが）、必要な場合は、株主以外から取締役を選任することを可能とするための規定である。

第2項は、取締役の選任決議の要件を規定するものであるが、株主総会の普通決議の定足数要件を軽減し、議決権の3分の1以上を有する株主の出席で取締役の選任決議ができるようにするためのものである（会社法341条）。

第3項は、取締役の解任決議の要件を規定するものであるが、会社法の原則どおりの規定を確認的に規定している（会社法341条）。

2 取締役の資格

株式会社の場合、平成17年改正前商法254条2項において、定款規定によっても取締役の資格を株主に限定することは認められていなかったが、一方、有限会社の場合、このような制限はなかった（平成17年廃止前有限会社法32条）。

これに対し、会社法では、原則的には、取締役の資格を株主に限定することは許されないが（会社法331条2項本文）、非公開会社においては、取締役の資格を株主に限定することが認められている（同項但書）。これは、株式会社法制と有限会社法制を一本化したためであるが、非公開会社における所有と経営の一致を容認する規定といえる。

本条第1項では、これに基づいて、会社法の規定とは、原則と例外を逆転させ、取締役の資格を株主に限定することを原則とし、例外的に必要なに応じて株主以外からの選任を認める規定となっている。同族会社においては、株主以外から取締役を選任することのニーズはそれ